

授業科目名 (英訳)	憲法Ⅱ (権利保障論) Constitutional Law II				担当者所属 職名・氏名	総合生存学館 教授・大石 眞					
配当学年	1・2・3 回生	単位数	2	開講年度 開講期	H27 後期	曜時限	火/2	授業形態	講義	使用言語	日本語
〔授業の概要・目的〕											
<p>権利保障論に焦点を当て、基本権・プライバシー・適正手続・平等原則・憲法的刑事手続・精神的自由・経済的自由・国務請求権などの主要な内容について、主として最高裁判所の判例に即して講説する。その際、広い視野に立った権利保障論を身につけることを目的として、最高裁判所の判例の単なる解説・批判にとどまることなく、人権条約などの国際的な権利保障規範や立憲諸国の立法例などの比較憲法的な権利保障規範にも留意して、立法政策論としても通用しうる総合的な知見を修得することを目標とする。</p>											
〔到達目標〕											
<p>権利保障を構成するさまざまな要素を的確に理解して、その多様性に学ぶとともにその共通点を探ることによって、グローバルリーダーとなるに相応しい権利保障論の見識と長期的な展望をそなえることができるようにする。</p>											
〔授業計画と内容〕											
<p>上記目的のため、まず、(1) 基本権の意味と歴史を踏まえた後に、権利保障の方法と効果を考察する部分として、(2) 国際人権保障を含む権利保障のあり方を考えるとともに、基本権の主体と権利保障の範囲、その限界と例外の問題や権利と義務の関係を考える。次いで、自由で民主的な社会の不可欠の要素を形づくる個別的な権利内容の検討に移るが、ここでは、(3) 幸福追求権と称される包括的人権、(4) 平等原則を取り扱った後に、国民の自由権に属する権利保障として、(5) 人身の自由、(6) 私生活の保護という最も重要な問題を取り上げる。そして、自由権の中核をなす精神的自由を、(7) 思想・良心の自由、学問の自由、教育の自由を人格形成に関わるものと、(8) 宗教的自由、(9) 表現の自由に代表される情報の自由、(10) 集会・結社を中心とする集団活動の自由とに分けて、検討を加える。そして、人々の経済的活動に関わる自由として、(11) 職業・営業の自由、(12) 財産権保障、(13) 契約の自由・労働基本権を取扱い、最後に、(14) 国家賠償・刑事補償などを求める国家補償請求権、裁判請求権・生存権に代表される国務請求権の内容を考えることにする(参政権は、便宜上、前期開講の「憲法Ⅰ」で取り扱う)。</p>											
〔履修要件〕											
特になし											
〔成績評価の方法・観点及び達成度〕											
出席態度に見る平常点とレポートにより、上記のテーマに関する基本的知識の修得の度合いを基準として、権利保障の多様性と共通点に対する理解の深さという観点から、評価する。											
〔教科書〕											
大石 眞『憲法講義Ⅱ (第2版)』有斐閣、2012年											
〔参考書等〕											
大石 眞=大沢秀介編『判例憲法 (第2版)』有斐閣、2013年 (第2刷)											
〔授業外学習 (予習・復習) 等〕											
教科書は予め目を通しておくことが求められる。											
〔その他 (オフィスアワー等) 〕											
適宜、資料を配布する。オフィスアワーは特に設けず、事前のアポイントによる。											